

平成26年3月19日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣様
外務大臣
防衛大臣

下諏訪町議会議長 中村奎司

集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書

集団的自衛権について、これまで歴代政府は、「国際法上、当然に集団的自衛権を有しているが、これを行って、わが国が直接攻撃されていないにもかかわらず他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止することは、憲法第9条のもとで許容される実力の行使の範囲を超えるものであり、許されない」との見解を維持してきました。

ところが、現在、安倍内閣のもと、集団的自衛権の行使を憲法解釈の変更によって容認しようとする動きが急速に強まっています。

国の安全保障政策は、立憲主義を尊重し、憲法に基づいて策定されなければなりません。時々の政府や国会の判断で解釈を変更することは到底認められるものではありません。

よって、国におかれては、集団的自衛権に関するこれまでの政府見解を堅持し、集団的自衛権の行使につながる憲法解釈の変更を行わないよう、強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。